

セラミック九州

佐賀県立九州陶磁文化館報

№.7

編集) 1983・7・31
発行) 佐賀県立九州陶磁文化館
代表者 松隈 和富
〒844 佐賀県西松浦郡有
田町中部字田ノ平乙
3100-1
電話 09544-3-3681
印刷所 三光印刷
佐賀県伊万里市新天町
287-3



いろえ とうしぞう
色絵なまず童子像

館蔵資料

柿右衛門様式
17世紀後半～18世紀初頭
高さ26.4cm

題材の「瓢箪鯰」(とらえどころのないことのたとえにいう)は寛文以前に始まり元禄・宝永期に流行した大津絵にさがすことができる。大津絵は諧謔、風刺をまじえた戯画風の絵で民衆に迎えられたもの。明暦・寛文ごろとみられる染付瓢箪鯰文皿が有田町長吉谷窯から出土しているから、この意匠はすでに17世紀後半にはあった。大津絵では猿が瓢箪をかかえて鯰に乗るが、本品は愛らしい童子のために親しみやすい意匠となった。

〈史料紹介〉

文化年間の多久陶器山再興について(上)

I

佐嘉藩の「御親類同格」と遇せられ、歴代の当主が本藩の執政を務めた多久家は、主に小城・杵島両郡の一部に高2万石余を領したいわゆる大配分領主である。その私領財政の一助として行われた陶器山再興の顚末に関する史料を得たので紹介する。

いま多久領に関する地誌であり歴史書でもある『丹邱邑誌』（弘化4年）によれば、右領内の古窯は唐人古場・皿屋・保四郎山・藤川内村大山口および宮裾村にあるとされている。本稿で取り上げるのはそのうち藤川内村大山口（現在西多久町）にかかわる事件である。

前記『丹邱邑誌』には、此处についてまず「天叟府君朝鮮人陶器ヲ製セシメ玉ヒシカトモ土性佳ナラス遂ニ止ミタリ」と述べ、さらに続けて「文化十年春松浦郡市ノ瀬山陶器師原藤太夫ヲ選挙セラレ陶器ヲ此处ニ焼タルニ、土ハ河内山ヨリ出タレトモ性弱陶器ニナラス、天草土ニ焼タルニ好品ヲ製シ出セシカトモ銀主が弱クシテ遂ニ亡トナレリ、惜ムヘキ事ナリ」と記す。すでに察せられるように、これこそ本稿の主題にほかならない。

II

この陶器山再興につき多久方から本藩に対し出願がなされ、認可を得たのは酉二月——文化10年（1813）2月であった。この詳細な経緯が知られる史料は、実は多久家役所日記の記事中に見出すことができる（多久家文書目録番号127）。所載の日付は文化10年2月29日。大層長くなるが、次に掲載するものがそれである（配列は原文の順にしたがうが、便宜上A～Dの記号を付す。なお文書B中の役人の発言は括弧に入れた）。

金ヶ江三兵衛由緒書其外写

A 金ヶ江三兵衛由緒書

金ヶ江三兵衛と申者、元来朝鮮人ニ而、往昔、日峯様朝鮮御陣之刻、三兵衛儀於彼国御道御案内申上、於御陣中身命を御抽忠節候故、御帰朝之節被仰聞候ハ、彼国之御導等仕候末ニ付而ハ高麗人共ハ害ニ逢候儀も難計、依之御供被召具由被仰出、其節長門守安順同勢内ニ召連渡海仕候。

右之者李氏ニ而御座候得共、金ヶ江嶋之者ニ付在名之相唱、金ヶ江三兵衛と被召成候。

(処)

然敷言語をも不相通、萬事御国風ニ不移合一和不仕儀而已有之、御用立候通有御座兼候故、最前同勢内召連候由縁有之、長門守ニ被相預、於此内も同然之振合ニ付、於彼国何連之産業等仕罷在候哉相尋候処、焼物相當罷有候由申述候付、先以私領女山と申所ニ而焼方試為致候処、成程相応之焼物致出来候付而、所々ニ而焼物相整候得共、十分土其外弁利宜無之候付而、長門守ニ請御意焼物試蒙御免許候故、御國中焼物土見巡、於所々も焼方相整候内、於有田郷最上之土見出候付、同郷上白川と申所ニ致住居焼物仕立、段々繁昌仕、唯今ニハ所々皿山と相成、御国産之随一と相成候儀、全三兵衛勲功御座候。

右釜焼開基之由緒を以、前々車御運上被差免置、境目土代々ル今子孫之者持来罷在候。扱又右三兵衛子共孫共段々繁昌数人ニ罷成候付而、美作守茂辰長門守茂矩代ニ至リ小扶持等申付、由緒之者共ニ付而、其節兩人ハ判物等をも相渡置持伝罷在候。

右之通、已前ハ格別之筋目付、三兵衛子孫之者共今以厚申付置候。

右之通御座候、已上。

B 御答札致拝見候。

今度陶器山御仕立方ニ付筋々之御願不相啓内之儀ハ、原藤太夫義一先市之瀬罷居候振合被相整置方可宜哉と被相談、右之者頃日ハ罷帰候由委曲之御紙面致承知、御尤之御取計と相心得候。

扱右御願方一件之儀、御小物成所御附役中此間相招、年寄役兩人ニ而及示談候末、関儀左エ門ニ右人々ハ被及内談候処、

「一躰之所ハ最前より被申述候通、御領内たり共他山ニ右職方罷出候義不相叶前々ハ御法之由、併格別之御由緒も有之、御吟味相附候ハ、於代官筋ハ何角可申述様無之候得共、御願之義御請役所ニ被差出、御小物成所扱亦代官筋へも支之有無問合ニ可相成、乍其上ハ皿山釜焼共一往問合候而ならて答ニも不相成、尤何角申立候義等有之哉も難計、其辺之処ハ成丈教諭を加へ可申」

由申談候条、

「御願其筋差出方ニ而可有之」

と御附役ハ被申聞候付而、

「御請役所筋被差出候通ニ而ハ色々御斟酌之筋も有之、第一ハ内山釜焼ともし躰問合ニも相掛り候而ハ必定様々故障申立、弥以何等之妨をも相整候哉も難計、彼是其通重くれ候而ハ決而御主意通不行届次第ニも可成立」

と甚示談中致当惑候。

就夫最前ハ灰塚喜左エ門ニ打掛り致内談候末ニ而、專同人爰限之申談等被致振合ニ付、内山之者共様々流言等為致、陶器山相立候義不好之模様等打明ヶ申咄、

「何卒御願書も御小物成所ニ差出、其末御年寄聞届ニ而相済候通取計候道有之間敷哉」(等)

と重畳、其内ニハ色々筆上難申碎示談末をも仕候末、喜左エ門義様々心を副被申、

「内山之者被招呼候通ニテハ、無據人柄等も差極メ釜焼とも問合ニも相掛り候半而不相叶訳合ニ付而ハ、最前主意之通、原藤太夫忝人罷越候得ハ夫ニ而相済義ニテ無之哉」

と被申聞候ゆへ、

「勿論専右之者ニ相限り候得共、金ヶ江之者共取越候ハ、御願之詮無之事ゆへニ候得ハ、随分右忝人副罷越候得ハ無此上義ニ候」

段申述、段々申談、右藤太夫計混と御呼越之振合ハ相止□、節々被御呼越候意味相附、御年寄之聞届相済、其上ニ而代官筋ニハ頭々其心得有之候通可相達由、段々喜左エ門とも申談、儀左エ門とも右之手筈被相整候時ハ於役筋も差義義無之由被申述趣ニ相決、昨日漸ク別紙之通御書附右役筋被差出置候。

御役人方ニも太因内々差通し置候得ハ最早御別条有之間敷、尤今日ハ日柄等ニ付明日吟味相成、早々御年寄方聞届有之候様ニ被相整苦御座候。

段々右之振合ニテ首よく御願書被差出候通不碎合、漸前文之通御達込ニ相成候得ハ、十ッ九ッ相違ハ有之間敷敷と相心得候。

尤藤太夫義混と引越候儀不相成次第ニハ候得共、向キハ何之手段も可有之、余り只今ハ難義所を御定部ニ被成候而ハ却而不行届所も可有之と、右之通喜左エ門任申談相整儀。尤御願向之振合も御座候ヘハ御斟酌之筋も可有之ニ付而ハ、釜焼職之者ハ外ニ名代被相立置候半ハ相叶間敷哉ニ相見候。

兎角御願済候上ハ早々罷罷義御座候条、其上ニテ右之渡リハ御相談可然、十二日三日間ニハ罷罷候通可相成と相心得候。是迄之振合中々書中ニテ難申碎意味も有之、追々帰宿之上可及御沙汰候得共、先以大辻申越候条、御頭人方へも可被仰達置候。恐惶謹言。

二月十日

吉岡源左エ門

梶原九郎右エ門様

追而、本文之次第ニ付而ハ、金ヶ江一党之者共ハ素リ被招呼ニ不相及義ニテ、右之者共より願書等差出置候渡ニ付而ハ、色々意味合も有之候得ハ今更幸之御事ニ相見候。夫とも、未御願成も一両日ハ隙取可申候ヘ共、弥以本文之模様ハ御秘事可被成義勿論之御事御座候。藤太夫被招呼義も私罷罷候上之御手当ニ而可相済義御座候。尤材木其外之諸手配ハそろそろ其御氣組被成候而も最早別条有之間敷模様ニテ御座候条御勘弁以行可被成候。

数日為何御通用も不相整置、御案しも可有御座候ヘ共、是迄之次第中々心労而已ニ而可申越様も無之、漸昨日致決定、則席ニ御願書等も振替り取立差出位ニ而、延引仕候。已上。

C

口達寛

此方私領所々已前ハ陶器山数ヶ所有之候処、近

十年及破壊候。

元来右陶器山仕立候儀、

日峯様朝鮮御帰陣之砌御供ニ而渡海仕候金ヶ江三兵衛と申者、何之御用ニも相立兼候ニ付、長門守同勢内召連候所縁を以長門守ニ被相預候由。右之者彼国ニテ何等之産業等仕馴候者ニ候哉相尋候処、焼物を相當罷有候由申候。

依之為試於私領所々ニ焼方為仕候処相応之焼物出来立ニ付、請御意御國中焼物土巡見為仕候処、有田山ニ宜土見出上出川ニテ焼方仕候処、最上之陶器出来立候付、右場所引移候由。其末段々繁昌仕御国産と相成候。

右之者上白川之方引越候跡ニ而も、在所釜々之内藤ノ川内と申所、年久敷連続仕居候所、去ル享保大凶年之砌5年々衰微仕、自然と釜焼共及潰、尤釜跡其外釜焼之末ル今相残居、年来再興之存念御座候得共、物入何角之義ニテ是迄押送差延置候。

乍然一赫私領方之儀、田地等も手寡、商売之弁利も不束之在所ニ付而、近年様々産物之仕組をも取懸罷有候ニ付而ハ、前断由緒彼是を以何卒此節再興仕度、一先右場所古釜跡等少々相繕焼試等為致候処、相応之地土も有之、太因届合左右ニ御座候得共、久敷打絶候末ニテ釜塗立其外一赫之手配方吞込心遣候者無之、役人共も不案内之儀ニ付而ハ余慶之雜費も有之、旁ニ付而ハ何連案内之者等相手取申談をも仕候半而不相叶候。

就右市ノ瀬山罷在候原伝兵衛と申者、此方歩行通之者ニテ、釜方ハ勿論私領方測底をも心得罷在候付、右之者再興一巡節々召呼此節用弁仕度御座候。勿論混と招呼候ニテハ無御座候得共、場所柄之者ニ付、右之趣御達仕候条、御役筋ハ其筋啓合居候様宜御取計被下度奉願御。已上。

西二月九日

御名内

相浦大右エ門

永洲主一左エ門殿

藤山又右エ門 殿

灰塚喜左エ門 殿

D 陶器山御再興方ニ付而、原伝兵衛義御私領混と被招呼釜焼被 仰付候通ニハ難相成訳有之候付而、御再興一巡節々被 召呼度由之御文面ニ而、別紙之通御小物成所之方ヘ御書附被差出候。尤金ヶ江由緒書之義も御附役心得迄是又別紙之通相認り灰塚喜左エ門迄吉岡源左エ門ニ相渡置候末、源左エ門名当ニ而御付役中ニ呼出有之候付而罷出候処、喜左エ門ニ演達被致候ハ、陶器山御再興ニ付而、御家来原伝兵衛義御再興中被召呼度由御書付被差出、御年寄衆聞届、願之通被 仰付候。

尤右之段ハ皿山代官関儀左エ門ニハ其心得有之候様達越置候条、左様可相心得由被相達候事。

金ヶ江三兵衛由緒書其外写 (多久役所日記 文化10・2・29)

附、右一件御書附被差出候前、事姦敷訖有之、段々御小物成附役中ニも遂内談、漸一巡被招呼候分之御書附を被差出候半ハ御願通相濟候通御吟味之道も可相付由、喜左エ門より内々被申聞候付而、一鉢之御主意ハ伝兵衛混と御私領の方引越候而釜焼被仰付筈ニ候処、一巡と申分ニ而ハ向々迄罷越居候義支所等有之共ニ而無之哉、其次第之時ハ被相達候振合も可有之、右之渡喜左エ門へ及内談候処、御再興中と候得ハ何時迄之御建立被成不相知、右之所ハ広リ被相整何之支も有之間敷、大山之道副差啓々居候半ハ其辺ニおひて御口着有之間敷、元来内皿山之儀候半ハ御願出ニ相成候而も聞合其外六ヶ敷事候得共、外皿山ハ訳も少々相違居事ニ而、本条之通、代官筋ニハ頭々其旨達捨ニメ相濟候由被申聞候。

然時ハ成程数十間之釜段々御仕立ニ相成義ニ而も候得ハ、其間ハ矢張御再興中と申唱随分差啓候道理ニ相見、喜左エ門差図之通、御再興中一巡被招呼候御願込ニ而も、強而向々迄被招呼口々御案し所ハ有之間敷と申合之上、達御耳候上、御書付被差出候。尤右之次第ニ付而ハ釜焼名代職之義ハ外ニ相立、伝兵衛儀ハ内々心遣之様ニメ当分被差置方振合可宜事。

III

さて、以上の文書A～Dは実はすでに半世紀ほど以前、中島浩氣氏の手により「多久古文書」ないし「多久家古文書」の名で世に知られているものである(『肥前陶磁史考』昭和11年)。そこでは文書A(416～5頁)はほかの3文書B・C・D(416～20頁)と分離して使用がなされているが、既に明らかのように元来はすべて一組の史料である。すなわち文書Aは、この年多久から陶器山再興を出願するにあたり、多久領における陶業の由来を飾るために付けられた文書にすぎない——文書Dには「金ヶ江由緒書の儀も御附役心得迄に」と明示している。由緒書の内容も、他のいわば種本からの写しにとどまるものである。

なお、前掲書の引用では、これら文書B・C・Dの順序がなぜかC～D～Bの順となっている。内容を理解するためにはやはりB～C～Dの順序が妥当であって、すくなくとも文書Dは最後に置くべきものである。

文書Aは別として、他の3文書の相互関係はどうか。まず2月10日付の文書Bは、実はその前日付の文書C(口達覚という願書)がようやく提出されるに至るまでの事前工作の経緯と結果の見通しを、在佐嘉の吉岡源左エ門から多久梶原九郎右エ門へあて報じた書状写、そして文書Dは、Cの提出と受理などについて、日付なし、差出人名・宛名もないが報じたものである。史料Bと史料Dの附りの内容は基本的には共通している。

(前山 博)

シリーズ

やきものに見る文様(7)

たこからくさ 蛸唐草文様

唐草文様の一種。渦状に巻く蔓の外側に、葉を簡略化してつける。それがちょうど蛸の足の吸盤をおもわせるところから俗に蛸唐草文様とよばれる。中国宋代の磁州窯の作品に古い例がみられる。アメリカのカンサスシティにあるネルソン美術館所蔵の「白釉黒花龍文瓶」(11～12世紀)の高台周囲にこの蛸唐草文様が線彫りであらわされている。また同じ頃の磁州窯の「白釉印花唐草文枕」の縁どり文様にもみられる。元時代の吉州窯には磁州窯の陶工が多く入ったといわれ、作風が似ているものがある。吉州窯の「白地鉄絵唐草文



染付花鳥図三脚付台鉢

双耳瓶」(14世紀)の胴には鉄絵で唐草文が描かれている。韓国全羅南道新安沖の沈没船から引き揚げられた中にもこの吉州窯の「白地鉄絵唐草文瓶」(14世紀)があり、同様の文様が鉄絵で描かれている。このように宋から元にかけての文様として鎌倉時代の日本に紹介された。

有田皿山では江戸時代中頃から、写真に示すような皿の縁どり文様として描かれ、壺の肩の部分、あるいは徳利や猪口の胴全面に描かれて以来、今日まで愛用されている文様である。(吉永陽三)

シリーズ

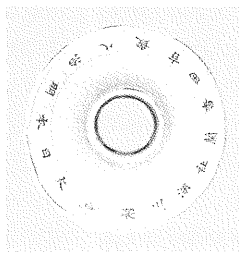
やきもの小辞典(7)

絵具③——コバルト

藍色を呈する陶磁器用絵具で酸化コバルトともよばれる。呉須はコバルトを主成分とする天然の鉱物であり、呉須の代用として工業的に製出されたものを一般



釉下彩唐草文テーブル
(脚部のみ) 高さ64.0cm



同左底部染付銘

「大日本明治八歳 有田香蘭社
深川製」

にコバルトと称している。

コバルトが陶磁器用絵具として初めて用いられたのは、1720年代のマイセン磁器といわれる。我国へは江戸の商人瑞穂屋（清水）卯三郎が明治元年（1868）パリから持ち帰り、服部杏園に試用させたのが最初とされる。瑞穂屋は慶応3年（1867）のパリ博に参加し、コバルトの他西洋の陶磁器用絵具を購入し明治元年5月帰朝した。服部による試用のことを聞いた鍋島侯は、明治2年（1869）9月瑞穂屋と服部を有田へ招きコバルト等の絵具の導入をはかっている。ところがコバルトについてはそのまま絵付けをしても濃すぎて発色が悪く、その使用法については未熟な点も多かった。しかし明治3年4月下旬から佐賀藩に雇われたワグネルは、コバルトに小樽山のギチ土（保屋谷の地土ともいわれる）等の白土をまぜて用いればよいことを教えた。これによりコバルトの使用が急速に広まり、全国の陶業地で用いられるようになった。有田の松村九助は、明治7年（1874）大阪の絵具商草場善兵衛へコバルト数百斤を売っている。その後「数千斤を買い再び上販し、更に名古屋に入り玉屋町旅館近江屋に居所を構え会津、瀬戸、及多治見其他の製陶地に之を拡めた」のである（池田文次「松村八次郎伝」昭14、P282）。

コバルトで描かれた製品は、その鮮明で強い色調に特色があり、導入の初期の段階ではこの派手さが好まれたようである。また当時中国から輸入していた天然の呉須よりはるかに低廉であったため、量産品はほとんどこのコバルトが使われるようになった。しかし明治後期では調合の工夫により、前期より落ち着いた藍色となっている。写真の資料は香蘭社が設立された明治8年（1875）の製品で、コバルトと思われる藍色の他にも緑色（クロム）や暗紅色（正円子か）が併用されている。

（鈴田由紀夫）

鍋島藩窯跡出土の 京焼風陶器（上）

——印銘を中心として——

17世紀に肥前磁器を焼いた窯のうちには、陶器をも併せて焼成した例が少なくない。その磁器・陶器併焼はすべて同じ理由のもとに行なわれたわけではなく、どうやら寛永14年（1637）の伊万里・有田地方における窯場の整理・統合の事件を境に、併焼の理由が異なるように思われてならない。すなわち、寛永14年（1637）以前においては有田辺の磁器窯では陶器の粗製日常品——無文の灰釉皿など——までもいっしょに焼成していたのであるが、この陶器・磁器を併せた急速な生産量の増大は燃料不足のおそれを生じ、鍋島藩をして整理・統合政策の実施に踏み切らせた。この時点で日常粗陶生産をしていた陶業者や窯場が整理・統合のおもな対象となり、大窯業地有田・伊万里からは唐津系灰釉溝縁皿を主とする日常粗陶が姿を消したとみられるのである。

このように寛永14年以降、ほぼ完全に磁器生産に移行したとみられる有田辺においても、茶陶としての茶碗や水指など特殊な高級品については磁器窯で陶器を焼成した例がある。これらはおそらく注文生産であったと思われ、茶碗の多くが李朝三島手写しであったり、陶胎染付で器形・高台作りも同じ窯の染付碗とはまったく異なるものであることが注意される。もちろん量的には少ない。

1982年、伊万里市大川内において調査されたお経石、清源下窯では染付磁器といっしょに多量の陶器が出土した。この陶器は染付磁器とはまったく異なる意匠、高台作りの京焼風陶器であった。碗が主体であり、碗の器形は大きく2つに分けられる。

1つは高台の断面を台形に削り、高台内にはいわゆる兜巾を残し、畳付を除きすべてに施釉しているもの（Ⅰ類）。もう1つはふっくらとした腰部から筒形に立上り口縁に至る碗で、高台は低く断面方形に鋭く削り出し、高台内は広く平坦に作っている（Ⅱ類）。Ⅱ類の場合、底部は無釉であり高台内中央に径1～2cmの円圈を削り、その中かあるいは周辺に押印の見られるものが多い。そして胴部には鏤絵山水文を描いたものが多い。Ⅰ・Ⅱ類ともに釉は卵黄色気味であるが、素地はⅠ類に比べてⅡ類の方が緻密である。

Ⅰ類碗はいわゆる高麗茶碗のうちの御器（呉器）手

茶碗を写したもの。お経石窯ではこの高麗茶碗写しが主という。

これらの陶器の年代はいっしょに出土している染付磁器が網目文、唐草文、山水文など、有田町長吉谷窯出土の碗の一部と共通の意匠であり、1650年代後半～1680年代のうちにおさまるものと推定できることから、同じころの年代を考えている。

問題はⅡ類碗の高台内に押捺された印についてである。お経石窯では「武」印が出土しており、表採品には「清水」、「森」の印もみられる。清源下窯では「清水」、「定」印の陶片が出土している。

この二窯と川を挟んで対岸に位置する鍋島藩窯では、1975年11月の第3次調査において、窯の物原下層などから押印のある京焼風陶器の碗皿が多数出土している。やはり銑絵山水文を描いた碗皿が多い。少量ではあるが少し大振りの皿の内面に蓮葉文様を鉄で描き、緑斑を施したものがあり、底部に「清水」印が捺されている。これなどは仁清の窯で知られる京都・御室窯出土の緑釉蓮葉形鉢の内面文様に通ずる意匠と言える。^{注3}

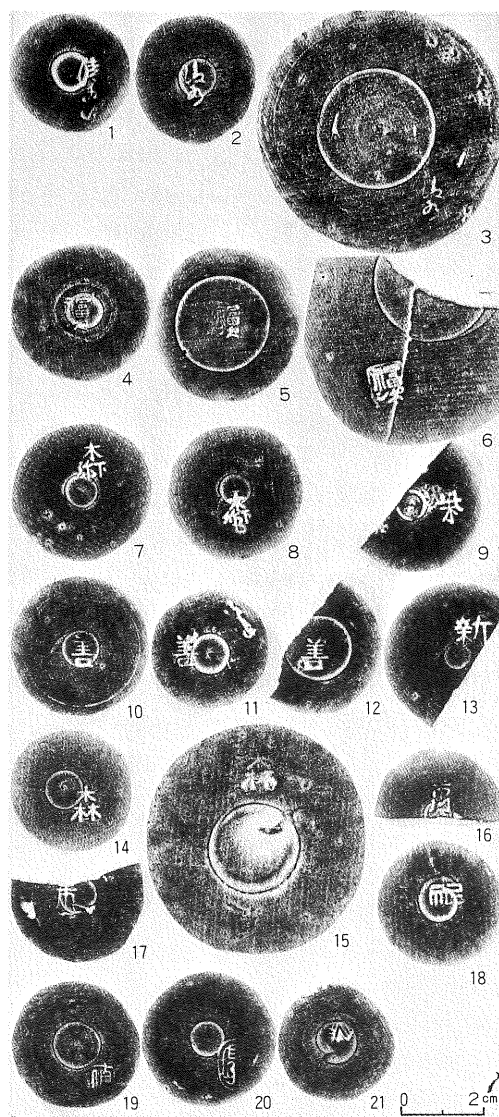
押印の種類は豊富であり、「清水」、「福次」、「善」、「森」、「新」、「市」、「市川」、「柴」のほか篆書体の印がある。さらに書体などの違いを考慮して選んだものが右図である。量的には「清水」印がもっとも多く、また「清水」印のみが草書体である。この「清水」印もすべてが同一字体ではなく、少なくとも2種類の印字が確認できる。図の①は全体に縦長であり、「清水」の終筆部分を下方に曲げて長い。②は量的に多いが今のところ皿のみであり、①に比べて横幅の割合が大きく、「水」字の終筆部分は下方に曲がらず、短かく止めている。この2種を清源下窯出土の「清水」印と比較してみると①の方に類似している。しかし清源下窯出土の「清水」印の「水」の字は、右側の張った部分に断続部があり、①とは明らかに違う。すなわち、この大川内地区の3窯で焼成された「清水」印の京焼風陶器には3種類以上の印が用いられたことになる。

細かく観察すると他の印においても違いが認められるものがある。「森」印の⑦と⑧では「木」や「弥」の弓扁の違いが、「善」印の⑩、⑪と⑫ではカンムリ部分と「口」の終筆部分に違いが指摘できる。お経石窯採集の「森」印は⑦に酷似している。

いずれも高台内中央に浅く円い削りが認められる。「清水」印の場合、この円圈の直径は、清源下窯が径1.5cm位と大きく、鍋島藩窯物原の①が径1cm、②が

7～9mmと小さい。お経石・清源下窯と鍋島藩窯物原出土品との相違は碗皿に描かれた山水文にも認められる。つまり前者が楼閣をきちっと描いた山水文であるのに対し、後者は崩れてようやく山水文と見分けられる程度である。このように「清水」印の字体、円圈の大小、山水文に違いのみられるお経石、清源下窯と鍋島藩窯物原出土品との間には年代差を考えることができるかもしれない。(大橋康二)

- 注1 大橋康二「伊万里磁器創成期における唐津焼との関連について」『佐久間重男教授退休記念中国史・陶磁史論集』1983
 注2 盛峰雄「お経石窯・清源下窯跡発掘調査略報」からすんまくら29、1982
 注3 赤沼多佳「御室窯址出土の陶片について」『東洋陶磁』4、1977



鍋島藩窯跡出土の京焼風陶器
碗皿の印銘拓影